

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 平成29年4月の民間給与との較差の解消等

(1) 給料表等

現行の行政職員給料表等について、国の俸給表等の改定状況及び本市の実情等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、熊本県における改定状況を考慮して措置すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における特別給の支給状況及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

(3) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(4) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当については、平成29年12月1日から実施すること。

2 扶養手当制度の見直し

(1) 扶養手当の改定

- ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（イにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、熊本市一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- イ 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- ウ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- エ 行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。なお、本市の扶養手当受給者の状況等を考慮し、所要の経過措置を講ずること。